

大分県報

令和二年
第一五四号
十一月四日

（水曜日）

目次

告示

救急病院等の認定

道路区域の変更

道路の供用開始

公告

開発行為の完了

正誤

令和二年四月一日付け大分県報号外（四六）に登載の大分県病院局管理規程第四号（大分県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程）中の訂正………
令和二年四月一日付け大分県報号外（四六）に登載の大分県病院局訓令第七号（大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部を改正する規程）中の訂正………

○告示

大分県告示第六百十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院
・救急診
療所の別

名 称

所 在 地

認 定 期 間

救急病院

福島病院

豊後大野市三重町市場二三一番地

令二・一〇・一から
令五・九・三〇まで

大分県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
------------	-----	---------	-------	----	----

県道成仏杵築線	杵築市大字鴨川字五田一六二九番一地从先から杵築市大字大内字孝高石四九八九番三まで	前	A	一五・一 三・八	一、二二一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B	四二・二 一・三	一、二二二・〇	

大分県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

令和二年十一月四日

大分県報（告示）

一

一般国道五〇二号

白杵市大字搔懐字ビワガ湖四八番二から
白杵市大字搔懐字馬宮七六番三まで

令二・一一・四

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
日田市大字友田字其田七十番一ほか三十五筆及び字荻鶴千五十五番一ほか十六筆
- 二 開発区域の面積
九千五百八十・九五平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
日田市大字庄手六百四十七番地
株式会社日田淡水魚センター
代表取締役 石 井 嘉 英
- 四 完了検査年月日
令和二年十月十三日

○正 誤

令和二年四月一日付け大分県報号外（四六）に記載の大分県病院局管理規程第四号（大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	下	右から一四	一項ずつ繰り上げる。	一項ずつ繰り上げ、次の一項を加える。

令和二年四月一日付け大分県報号外（四六）に記載の大分県病院局訓令第七号（大分県病

院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部を改正する規程）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
三	下	右から四	同条第三項中	同条第五項中
三ページ下段の右から六行目及び七行目を削る。				
ページ	段	行	誤	正
四	下	左から一	第二号様式を第三号様式とし	第三号様式を削り、第二号様式を第三号様式とし
七	上		第 年 月	第 年 月 日

八ページ上段の右から一行目と二行目の間に次のように加える。
附 則
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。